

伊江村霊園条例

平成21年3月19日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、伊江村霊園（以下「霊園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。

(設置、位置及び名称)

第2条 納骨及びこれに伴う墳墓の建設その他祭祀の施設として霊園を設置する。

2 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
伊江村霊園	伊江村字東江上ミナト原 2974、2975、2976-1、2977-1

(使用目的)

第3条 霊園は、前条第1項に定める目的以外の用途に使用することができない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、碑石形像類の建設のため使用させることができる。

(使用の許可)

第4条 霊園を使用しようとする者は、この条例に定めるところにより村長の許可を受けなければならない。

(使用者の資格)

第5条 霊園を永代使用しようとする者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 本村に住所を有する者又は本籍を有する者
- (2) 墳墓の祭祀を主宰するものであること。
- (3) その他村長が認めた者

(公募等)

第6条 村長は、霊園内の墓地を使用させようとするときは、その場所、墓地の数、使用申請の期間その他規則で定める事項を公示して霊園を使用しようとする者を募集する。ただし、公共工事等の施行に伴い墳墓の移転を要する者に使用させる必要のあるときは、この限りではない。

(選考の方法)

第7条 村長は、公募の結果、霊園の使用申請者の数が使用させることができる墓地の数を超えるときは、抽選により使用させる者を決定する。

(使用地の設備)

第8条 霊園の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用地の区画を明らかにするため囲障を設けるほか、村長が定める基準に適合した設備を行わなければならない。

(維持管理上の措置命令)

第9条 村長は、霊園の維持管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の措置を命ずることができる。

2 使用者が前項の規定により命じられた措置を行わないときは、村長がこれを行い、その費用を使用者から徴収する。

(使用地の返還)

第10条 使用地が不用になったときは、使用者は、これを原状に復して返還しなければならない。ただし、村長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

(使用地の変更又は返還命令)

第11条 霊園の管理又は事業執行上必要があるときは、村長は、使用地の全部若しくは一部について変更又は返還を命ずることができる。

(使用許可の取消し)

第12条 使用者が次の各号の一に該当するときは、村長は霊園の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用権を譲渡し、又は使用地を転貸したとき。
- (3) 使用の許可を受けた日から8年を経過しても使用しないとき。
- (4) この条例又はこれに基づいて定める規則に違反したとき。

2 前項の規定により使用を取り消されたときは、直ちに使用地を原状に復し、村長に返還しなければならない。

3 使用者が前項の措置を行わないときは、村長がこれを行い、その費用を使用者から徴収する。

(使用権の消滅)

第13条 霊園の使用権は、使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者から5年以内に当該使用地の継続使用の申請がないときは消滅する。

2 前項の規定による使用権の消滅後10年を経過したときは、村長は、その墳墓その他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。

3 村長は前項の改葬又は移転をしようとするときは、その2か月前までにその旨を公示しなければならない。

(使用権の継承)

第14条 霊園の使用は、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者に限り、村長の許可を得てこれを継承することができる。

(使用料)

第15条 墓地の使用料は1区画につき230,000円とする。

2 前項の使用料は、使用許可の際徴収する。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が使用許可を受けた後8年以内にその場所の全部を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。

(霊園の一時使用)

第17条 使用者が、その使用に伴う工事その他の必要により霊園を一時使用しようとするときは、村長の許可を受けなければならない。

(許可証の再交付)

第18条 霊園の使用許可証をき損又は滅失したときは、許可証の再交付を受けることができる。

(使用料の減免)

第19条 村長において特別の理由があると認めるものについては、使用料を減免することができる。

(禁止行為)

第20条 霊園において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 霊園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) その他霊園の管理に支障をきたす行為をすること。

(過料)

第21条 次の各号の一に該当する者に対しては、1万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第4条又は第17条の許可を受けないで霊園を使用した者。
- (2) 前条の規定に違反した者。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。